

別表

根拠条例	理由	減免できる条件	減免算定対象者	減免の算定基礎額	減免割合	減免できる範囲																																																			
千葉市国民健康保険条例 第33条第1項第1号	(1)災害 納付義務者又は被保険者の所有する家屋が災害に遭ったとき。	家屋が半壊以上の災害に遭った場合。	災害を受けた世帯の全被保険者	・減免対象者の当該年度の所得割額について月割計算をして得た額とする。 「注1参照」 ・減免対象月数 災害に遭った日の属する月から12ヶ月	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">所得割額の減免割合</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全壊、全焼</th> <th>半壊、半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世前</td> <td>400万円超</td> <td>40%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>帯年</td> <td>400万円以下</td> <td>60%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>総</td> <td>300万円以下</td> <td>80%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>200万円以下</td> <td>100%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>100万円以下</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	所得割額の減免割合				全壊、全焼	半壊、半焼	世前	400万円超	40%	20%	帯年	400万円以下	60%	40%	総	300万円以下	80%	60%	所	200万円以下	100%	80%	得	100万円以下	100%	100%	災害に遭った日以降に到来する納期の保険料																									
	所得割額の減免割合																																																								
		全壊、全焼	半壊、半焼																																																						
世前	400万円超	40%	20%																																																						
帯年	400万円以下	60%	40%																																																						
総	300万円以下	80%	60%																																																						
所	200万円以下	100%	80%																																																						
得	100万円以下	100%	100%																																																						
(2)所得減少 被保険者の所得が減少したとき。	・世帯の現年見込総所得が世帯の前年総所得より20%以上減少している場合。	所得減少した被保険者 *ただし当該被保険者の現年見込総所得が前年総所得より20%以上減少したものに 限る。 *特例対象被保険者等については、減免をしないものとする。	・減免対象者の当該年度の所得割額について月割計算をして得た額とする。 「注1参照」 ・減免対象月数 申請書を提出した日の属する月から年度末までの月数。 ただし、年度途中に新規に加入した場合で、第1回目の納期7日前までに申請があったときは、加入届日の属する月(資格取得日から14日以内に加入の届を行った場合は、資格取得日の属する月)から年度末までの月数	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">所得割額の減免割合</th> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">個人現年見込総所得</th> </tr> <tr> <th>43万円以下</th> <th>80万円以下</th> <th>160万円以下</th> <th>240万円以下</th> <th>320万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個前</td> <td>400万円超</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>人年</td> <td>400万円以下</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>総</td> <td>300万円以下</td> <td>80%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>200万円以下</td> <td>90%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>100万円以下</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所得割額の減免割合							個人現年見込総所得					43万円以下	80万円以下	160万円以下	240万円以下	320万円以下	個前	400万円超	60%	50%	40%	30%	30%	人年	400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%	総	300万円以下	80%	60%	50%	40%		所	200万円以下	90%	70%	60%			得	100万円以下	100%	80%				当該年度の申請日以降に到来する納期の保険料 ただし納付を済ませた保険料は除く。
所得割額の減免割合																																																									
	個人現年見込総所得																																																								
	43万円以下	80万円以下	160万円以下	240万円以下	320万円以下																																																				
個前	400万円超	60%	50%	40%	30%	30%																																																			
人年	400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%																																																			
総	300万円以下	80%	60%	50%	40%																																																				
所	200万円以下	90%	70%	60%																																																					
得	100万円以下	100%	80%																																																						
千葉市国民健康保険条例 第33条第1項第3号	(1)収容、拘禁 少年院、刑務所等に収容、拘禁されたとき。	該期間が1ヶ月以上の場合。 ただし1ヶ月未満の場合でも月をまたげばよい。	少年院、刑務所等に収容、拘禁された被保険者	・減免対象者の当該年度の所得割額・均等割額・18歳以上被保険者均等割額・平等割額について月割計算をして得た額とする。 「注1参照」 ・減免対象月数 減免事由の生じた日の属する月から消滅した日の属する月の前月まで。	所得割額・均等割額・18歳以上被保険者均等割額・平等割額の減免割合 100%	減免事由の生じた日の属する月から消滅した日の属する月の前月までの期間に相当する保険料。																																																			
	(2)その他 やむを得ない理由があると認められたとき。	市長が定める	市長が定める	市長が定める	市長が定める	市長が定める																																																			

「注1」 減免算定基礎額の月割計算については、減免対象月数を加入月数で除して当該年度の所得割額、均等割額、18歳以上被保険者均等割額、平等割額を乗じる。ただし、平等割額については世帯の被保険者の一部が減免の場合は除く。

「注2」 所得減少の理由の欄でいう前年総所得とは、旧ただし書き方式による総所得金額である。(世帯の総所得については、世帯内の被保険者の所得の合計で擬制世帯主も含む。)ただし、特例対象被保険者等の給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額の100分の30に相当する金額によるものとする。

なお、現年見込総所得は、旧ただし書き方式による総所得金額の他に生活資力となる所得等を含む。

「注3」 減免額の算定は、個人単位で行う。